

## (令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 大月町 (都道府県: 高知県)  
 本事業の担当部局名 町民福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	大月町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和元 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)		
	<p>&lt;地域における実情と課題&gt;          少子高齢化、人口の減少が進んでいる本町ではその課題を克服すべく、まち、ひと、しごと創生総合戦略を策定し、毎年、評価・検証しながら基本目標になっている「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ために取り組みを進めている。平成27年度に15歳以上40歳未満の方を対象として実施したアンケートでは将来持つ予定の子どもの平均人数が2.04人、理想の子どもの平均人数は2.37人となっており、就労環境・子育て環境の改善、結婚支援により、人口増加につながると期待できる。</p>		
	<p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;          大月町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の          施策1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会の構築          施策2 女性の活躍の場の拡大          上記の施策において、施策1の支援事業として、          ①ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進          ②妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備          ③子育ての支援策の充実 を掲げ支援に取り組んでいる。          そこで、独身の若者を取り巻く環境の変化を踏まえ、若者の恋愛や結婚に対してのニーズを把握し、希望する誰もが安心して将来に希望を以て結婚できるよう、結婚を支援する支援策を推進するために、本事業を活用することで結婚に伴う経済的負担の軽減に取り組み、結婚に対する希望を実現できるように支援する。          本事業は上記のうち①ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に位置づけられる。本事業により結婚に伴う経済的負担の軽減に取り組み、若い世代が結婚に対する希望を実現できるよう支援することで、若者の婚姻率や出生数の向上を目指す。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
(課題への対応)			

個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>							
	<b>【補助対象要件】</b>							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	<b>【補助上限額】</b>							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	<b>【対象費目】</b>							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	<b>【その他独自要件】</b>							
夫婦双方に町税、県税の滞納実績がないこと 町内に5年以上定住する意志があるもの 夫婦双方が当該補助金の交付を受けたことがないこと、また、他の公的制度による家賃補助を受けていないこと								
<b>2. 申請見込</b>								
①新規世帯見込								
上記のうち		2	世帯					
		ともに29歳以下	1	世帯	左記以外	1	世帯	
<b>【積算根拠】</b>								
29歳以下：1世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)=600千円 上記以外：1世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)=300千円 ・申請見込については、平成28・29・令和3年度の婚姻対象世帯の平均値とする(平成30・令和元・2年は対象者なし。) 各年度対象世帯数：H28…2世帯(内29歳以下1世帯)、H29…4世帯(内29歳以下2世帯)、R3…2世帯(内29歳以下0世帯)								
<b>【令和4年度申請状況】</b>								
(令和4年4月～令和5年3月)								
申請見込世帯数 3世帯								
②継続補助見込								
		継続補助実施の有無	有					
見込世帯数		0	世帯					
対象経費支出予定額		0	円					
<b>3. 広報の実施予定</b>								
婚姻届出時にアンケートの実施。町のホームページ、広報に掲載予定								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	町の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	3 (令和5年度)	1 (令和3年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.46 (令和3年度)	
	婚姻件数		件	9 (令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	33 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	100	0 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」		%	100	0 (令和3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県のホームページにおいて、事業の紹介に加え、町のホームページの結婚新生活支援事業にかかるページにリンクすることで、県全体への周知を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町民福祉課窓口等での声掛け、町のホームページ、社会福祉協議会に依頼し、相談窓口にて声かけをしてもらう。				